

(別添)

事 務 連 絡
令和 4 年 6 月 22 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省社会・援護局地域福祉課

こども家庭庁設置に伴う民生委員・児童委員制度の運用等について

民生委員・児童委員制度に関する事務につきましては、平素より多大なるご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

本日、こども家庭庁設置法（令和 4 年法律第 75 号）、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 76 号）及びこども基本法（令和 4 年法律第 77 号）が公布され、「こども家庭庁設置法、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及びこども基本法の公布について」（令和 4 年 6 月 22 日付け内閣官房こども家庭庁設立準備室通知）が発出されたところです（別添 1）。

これらの法律の施行により、令和 5 年度から、児童委員（主任児童委員を含む。以下同じ。）制度は、児童福祉法を所管することとなるこども家庭庁へ移管されることとなります。

一方で、こども家庭庁の設置後においても、民生委員・児童委員に関する制度の一体的運用が行われるよう、民生委員・児童委員の委嘱、主任児童委員の指名は引き続き厚生労働大臣が行うこととするとともに、民生委員法及び児童福祉法において、運用に当たっての連携規定を新設しています。

これらの点について、「こども家庭庁設置に伴う民生委員・児童委員制度の関係整理について」（別添 2）をまとめましたのでお知らせいたします。各地方公共団体におかれましては、その内容をご了知いただくとともに、民生委員・児童委員制度の担当部局が相互に連携を図りながら、引き続き円滑な制度の運用に格別の配慮をお願いいたします。

あわせて、民生委員・児童委員関係団体へ周知いただくようよろしくお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）に周知いただきますよう、お願いいたします。

【連絡先】

厚生労働省

子ども家庭局子育て支援課

担 当 土佐、高根沢、大竹

電 話 03-5253-1111（内線 4959）

社会・援護局地域福祉課

担 当 大熊、田代

電 話 03-5253-1111（内線 2857）